

金融商品の勧誘方針

(平成 30 年 4 月 1 日 最終改定)

もがみ中央農業協同組合
代表理事組合長 押切 安雄

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等にかかる勧誘にあたっては、金融商品の販売等に関する法律に基づき、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆様に対して適正・適切な勧誘をおこないます。

1. 組合員・利用者の皆様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供をおこないます。
2. 組合員・利用者の皆様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆様の誤解を招くような説明はおこないません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆様のご都合に合わせておこなうよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆様に対し、適切な勧誘がおこなえるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

以 上